

金融再生プログラム作業工程表と金融審議会

項 目	実 施 時 期 等	検討の場
1．新しい金融システムの枠組み (2) 中小企業貸出に対する十分な配慮	・信託業について <u>金融審議会において幅広く検討。</u>	「信託に関するワーキンググループ」で引き続き検討。
(3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結 (ウ) 新しい公的資金制度の創設	制度の必要性などについて、 <u>金融審議会において議論を開始し、半年程度で結論。</u>	「公的資金制度に関するワーキンググループ」を新設して検討。
3．新しい金融行政の枠組み (2) 自己資本の充実 (イ) 繰延税金資産に関する算入の適正化	・算入上限については、 <u>金融審議会において年内に検討開始。速やかに検討。</u> 法律、会計、税制等の幅広い観点から検討。	「自己資本比率規制に関するワーキンググループ」で検討。
(オ) 銀行の自己資本のあり方に関する考え方の整理	<u>金融審議会において速やかに検討。</u>	
4．今後の対応	中小・地域金融機関の不良債権処理については、「 <u>リレーションシップバンキング</u> 」のあり方を <u>金融審議会</u> で検討の上、年度内を目途にアクションプログラムを策定。	「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」を新設して検討。